

答申保第23号
平成23年9月20日
(諮問保第27号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求について、不訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成21年3月10日付けで、「平成20年10月31日付け子ども第506号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。訂正請求に係る個人情報の内容は、異議申立人が平成17年1月28日に婦人相談所に来所した際の一時保護の決定から廃止までの「相談内容と処理状況」の欄中の異議申立人に関する情報のうち、別紙の22箇所の記述の部分であり、求める措置は削除である。（別紙省略）

これに対し、実施機関は、平成21年4月8日付け子福第14号で保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年4月20日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「本件処分を取り消す」との決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本人が私の個人情報が改ざんねつ造されていることを指摘し、事実でない申し出ているのに、的外れの理由で訂正がなされないのは請求権の侵害であると同時に、不正確な個人情報に基づく行政処分により私の権益を侵犯するものであるので、処分の取り消しを求め、人権の回復を図りたい。

イ 開示された私の個人情報は、事実無根、人権侵害も甚だしい内容がねつ造されていた。

ウ 条例第27条は、個人情報が正確であるかを最もよく判断できる本人に訂正を主張する機会を確保するものだ。

エ 「不訂正の理由」にある記述は、条例第5条（正確性の確保）に反している。

オ 「あなたが言った通りの記述だ」と言えば、いくらでも恣意的に情報操作することは可能。過去に操作された偽情報で私と親族は甚大な人権侵害を被り、今でも事件が拡大している。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 訂正請求のあった内容は、異議申立人が相談したことを記録したもので、一時保護に係る事務・事業に利用するものであり、その内容は訂正請求になじまない。

イ 相談記録票は、本人が相談した内容を聞き取りにより記録するもので、詳細について事実確認するものではなく、記載内容に事実との整合性を求めるべきものでもないものであり、また、請求のあった相談記録票に係る一時保護は既に終結している。

ウ 本人の一時保護が廃止された時点で当該相談記録票の利用目的は達成されており、現時点で過去の一時保護の時点に遡って訂正する必要はないものであることから、不訂正とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年5月18日	諮問を受けた。
6月22日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
7月1日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月31日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年5月25日	諮問の審議を行った。
6月2日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
8月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成20年10月31日付けで保有個人情報一部開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は、「異議申立人が、平成17年1月に来所した際の一時保護の決定から廃止までの相談記録票」のうち、「相談内容と処理状況」の一部で、求める措置は削除である。

異議申立人は事実と相違している等と主張しており、これに対して実施機関は、

「当該訂正請求の内容は訂正請求になじまないものである」、「本人の一時保護が廃止された時点で当該相談記録票の利用目的は達成されており、現時点で過去の一時保護の時点に遡って訂正する必要はない」と説明している。

異議申立人は、不訂正とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

イ 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

ウ 本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について

実施機関は、当該訂正請求の内容は、訂正請求になじまないと説明している。

しかしながら、訂正請求に係る保有個人情報は、異議申立人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に関する削除等の請求であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

エ 本件訂正請求の訂正の要否について

(ア) 保有個人情報の訂正義務(条例第28条)について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(イ) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、異議申立人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した疎明資料を確認したところ、当該文書からは、当該記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求対象部分が事実と異なる判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、本件対象保有個人情報に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、本件訂正請求には理由があるとは認められず、実施機関が不訂正決定を行ったことは妥当である。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。